

政治活動用ポスター等の適正な掲示に向けた取組について

平成31年2月13日

都市整備部  
選挙管理委員会

1 趣旨

政治活動用ポスターの適正な掲示については、平成30年12月17日付で、公職の候補者等、掲示責任者及び政党その他の政治団体に対し、公職選挙法及び盛岡市屋外広告物条例の規制を遵守するとともに、違反ポスター等については、直ちに撤去するなど適切に対応するよう盛岡市選挙管理委員会で通知したところであるが、市内には、未だに違反ポスター等が多く見られることから、これまでの取組状況と今後の対応について説明するものである。

2 これまでの取組状況

(1) 市内パトロールの実施

平成30年11月下旬及び平成31年1月中旬に、景観政策課と選挙管理委員会事務局と合同で、市内パトロールを実施したが、一部ポスター等の撤去を確認したものの、完全な是正には至っていない状況であった。

(2) 関係者への指導

違反ポスターの掲示が目立つ候補者の関係者に対し、景観政策課が個別に盛岡市屋外広告物条例の規制について説明し、口頭で指導を行った。また、選挙管理委員会において、公職選挙法違反となるポスターの掲示責任者に対して、当該ポスターの撤去命令を行った。

(3) 説明会の開催

1月下旬に、政治活動用ポスターの掲示関係者を対象とした説明会を景観政策課と選挙管理委員会事務局と合同で開催し、制度の周知とともに、適正な掲示について改めて指導した。

(4) 町内会・自治会への周知及び協力依頼

市民に対する制度の周知と協力を依頼するため、町内会・自治会を通じ、周知チラシを回覧した。

(5) 市ホームページでの周知

市ホームページに、「政治活動のために使用される屋外広告物の申請の手引き」を掲載したほか、選挙管理委員会において、選挙運動期間外における政治活動に対する規制について掲載し、周知を図った。

### 3 今後の対応

#### (1) 是正指導の強化

良好な景観の保全と安全性の確保の観点から、屋外広告物法及び盛岡市屋外広告物条例に違反する事案については、違反広告物の除却、勧告、違反広告物である旨の表示、氏名等の公表、措置命令を行うなど、是正指導を強化していく。

また、公職選挙法違反の案件については、引き続き、当該ポスターを速やかに撤去の上、その旨を報告するよう指導していく。

#### (2) 立候補届出等説明会での周知

盛岡市長及び盛岡市議会議員選挙立候補届出等説明会等の機会を捉えて、公職選挙法及び盛岡市屋外広告物条例の制度を説明し、掲出物について注意喚起を行うこととする。

#### 《参考》

##### 屋外広告物関係者説明会（都南公民館）

開催日	参加者(人)	参加団体(者)	報道(社)
平成31年1月29日(火)	21	17	4
平成31年1月30日(水)	15	13	2
合計	36	30	6